平成２６年　６月３０日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：フォローアップ監査）

Ⅰ．監査実施の概要

１．監査目的

「国立大学法人東北大学内部監査規程第１８条第２項」に基づく改善状況の確認

２．監査対象部局

文学研究科・文学部、教育学研究科・教育学部、法学研究科・法学部、経済学研究科・経済学部、理学研究科・理学部、医学系研究科・医学部、歯学研究科・歯学部、薬学研究科・薬学部、工学研究科・工学部、農学研究科・農学部、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究所、多元物質科学研究所、災害科学国際研究所、附属図書館、附属図書館医学分館、病院、原子分子材料科学高等研究機構、東北メディカル・メガバンク機構、総務企画部総務課、総務企画部法務課、人事企画部人事給与課、人事企画部環境安全推進課、教育・学生支援部、財務部、研究推進部研究推進課、情報部情報基盤課、サイバーサイエンスセンター

計３２部局

３．監査実施期間

平成２５年１１月７日～平成２６年２月１７日

４．主な監査手続

過去の内部監査で指摘を行った事項の改善状況に関するヒアリング、資料査閲

Ⅱ．監査結果の要約

１．全般的所見

平成２５年度内部監査基本計画書において重点事項とした「フォローアップ監査」は、平成２４年度内部監査における指摘事項（改善事項または経過観察事項）を対象として、「改善計画（状況）回答書」に基づく対応状況とその効果の検証を行うことを目的としている。

内部監査における指摘事項は、内部監査報告書にとりまとめ総長に報告するだけではなく、フォローアップ監査を通じて、当該指摘事項に係る改善のための措置等が講じられているかを検証し、不十分と判断された場合にはその要因を分析するとともに、

改善を促すこととなる。

このため、各監査対象部局において、平成２４年度内部監査における指摘事項に対し、改善のための措置等が講じられているか、未改善若しくは改善が不十分である場合には、その要因は何かなどについて監査を実施した。

●平成２４年度内部監査における指摘事項
- 競争的資金の監査（改善事項２５件）
- 文書及び公印の管理に関する監査（改善事項２１件、本部事務機構等に対する要請等２件）
- 標準会計監査（改善事項５２件）
- フォローアップ監査（改善事項２０件、経過観察事項２３件）

上記内部監査報告書に記載された指摘事項等に関する改善状況を確認したところ、全般的には概ね適正に改善されていたが、２．指摘事項①に記載のとおり、一部に改善を要する事項があったほか、２．指摘事項②に記載のとおり、一部に経過観察を要する事項があった。

２．指摘事項

① 改善事項　**２件**

（内訳）

（１）文書及び公印の管理に関する監査

1）公印の管理・使用について　１件

（２）フォローアップ監査

・平成２３年度内部監査（競争的資金の監査）関係

2）研究活動における不正行為及び研究費の不正使用に係る体制整備の周知について　１件

NO.	改善事項（概要及び所見）
1）	平成２４年度内部監査（文書及び公印の管理に関する監査）において、公印が公印管守担当者の執務室とは別の部屋に設置されており、公印管守担当者以外の者により公印の管理が行われている旨、当時の所掌課である総務課に指摘したが、総務企画部法務課に業務が移管された後においても、公印管守担当者の指定手続きを行っておらず、公印を管守する担当係長以外の者が、当該係長の目が届かない別室で公印を管理していた。 （１部局）

2)	平成２３年度内部監査（競争的資金の監査）において、研究費の不正使用に関する通報窓口（以下、「通報窓口」という。）の担当者が変更になった際の変更手続きや部局内における周知が行われていない旨指摘したが、平成２４年度内部監査（フォローアップ監査）において、変更手続きは行われているものの、部局内における周知が確認できない状況であった。 そのため、平成２５年度のフォローアップ監査において、１０月に変更になった通報窓口の担当者について改めて確認したところ、前回改善が確認された変更手続きも行われておらず、部局内における周知も行われていなかった。 （１部局）

② 経過観察事項　　**３３件**

（内訳）

（１）競争的資金の監査

1）契約手続きについて　　１件

2）旅費の取り扱いについて　　１件

（２）文書及び公印の管理に関する監査

3）文書の収受について　　１件

4）文書の専決について　　１件

5）法人文書の点検について　　１件

6）文書管理研修について　　１件

（３）標準会計監査

7）旅費の取り扱いについて　　２件

8）契約手続きについて　　３件

9）立替払いの取り扱いについて　　１件

（４）フォローアップ監査

・平成２１年度内部監査（科学研究費補助金の監査）関係

10）「給与的謝金」の取り扱いについて　　１件

・平成２１年度内部監査（雇用と諸手当認定に関する監査）関係

11）准職員等の任用について　　１件

12）勤怠管理業務におけるリスクマネジメントの強化について　　１件

13）部局事務部に対する人事業務に関する指導、助言体制の強化について　１件

・平成２２年度内部監査（勤怠管理に関する監査）関係

14）休日の振替について　　３件

15）子育て支援に関する体制の充実について　　１件

・平成２２年度内部監査（科学研究費補助金の監査）関係

16）実績報告書の取り扱いについて　　１件

・平成２３年度内部監査（競争的資金の監査）関係

17）研究費不正使用防止計画の遵守について　１件

・平成２３年度 内部監査（安全管理に関する監査）関係

18）衛生管理者の巡視について　２件

19）雇い入れ時等における安全衛生教育の実施について　１件

20）化学物質等を移動する場合の手続きについて　２件

21）安全衛生委員会の議事録等の周知について　１件

22）化学物質等を取り扱う教職員に対する教育研修について　１件

・平成２３年度内部監査（標準会計監査）関係

23）旅費の取り扱いについて　１件

・平成２３年度内部監査（情報セキュリティに関する監査）関係

24）事務担当者に対する個人情報保護マニュアルの作成について　１件

25）教職員に対する個人情報保護マニュアルの作成について　１件

26）「個人情報保護」業務に関する自己点検について　１件

Ⅲ．改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

Ⅱ．監査結果の要約　２．指摘事項①改善事項については、該当する部局に対して、具体的な「改善計画（状況）回答書」の提出を要求する。

また、２．指摘事項②経過観察事項については、該当する部局に対して、平成２６年度以降の改善計画に変更がある場合のみ、別紙「改善計画（状況）回答書」により当該事項に対する具体的な改善計画の提出を要求する。

２．本部事務機構に対する意見

特になし